

# 平成 22 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成 22 年 9 月 10 日  
堺市人事委員会

本年の報告・勧告のポイント

**月例給、期末手当・勤勉手当ともに引下げ 平均年間給与の概算額は、9.3万円**

月例給については、職員給与が民間給与を 1,119 円 (0.28%) 上回っていることから、この較差を解消するため、若年層を中心に配慮し、給料月額について引下げ

期末手当・勤勉手当(ボーナス)の引下げ(4.15月分 3.95月分)

## 1 人事委員会が行う職員の給与等に関する報告及び勧告

労働基本権の一部を制約されている職員の勤務条件を、社会一般の情勢に適応した適正なものとして確保するため、地方公務員法の規定に基づき、中立・公正な第三者機関の立場で行うもの

## 2 本市職員と民間従業員との給与比較等

### (1) 給与等の調査

本年 4 月現在の本市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を行った。民間従業員については、企業全体の従業員数が 50 人以上で、かつ、事業所の従業員数が 50 人以上である 241 事業所を母集団として、そのうちの 83 事業所を無作為に抽出して調査

(調査完了事業所 73 事業所、調査完了率 88.0%)

### (2) 比較の結果

月例給(本市職員と民間従業員の本年 4 月分の給与をラスパイレース方式により、責任の度合い、年齢、学歴の条件が同等と認められるもの同士で比較)

民間従業員給与 (A)	本市職員給与 (B)	公民較差 (A-B=C) (C/B×100)
398,476 円	399,595 円	1,119 円 ( 0.28%)

(注) 本市職員の平均年齢 43.1 歳、平均勤続年数 19.8 年(行政職給料表適用者(新規学卒採用者を除く))

特別給 ボーナス(本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と、民間事業所において昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支給された特別給の支給割合を比較)

民間支給割合 (A)	本市支給月数 (B)	月数差 (A-B)
3.96 月分	4.15 月分	0.19 月

## 3 給与の改定等

### (1) 給料表

行政職給料表・・・若年層を中心に配慮し、給料月額について引下げ

行政職給料表以外の給料表・・・行政職給料表との均衡を基本に措置(医療職給料表(1)は除く)

平成 18 年 10 月に国と同様の給料表(給与構造改革給料表)を導入したことに伴う経過措置額についても引下げ

### (2) 期末手当・勤勉手当

年間支給月数を 0.2 月分引下げ(4.15 月分 3.95 月分)

勧告月数は、国と同様に、小数点以下第 2 位を 7 捨 8 入し、0.05 月単位で決定

### (3) 実施時期等

- ・条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日のときは、その日)から実施
- ・なお、平成 22 年 12 月に支給する期末手当において、本年 4 月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、所要の調整を行うこと

## 4 その他の事項

### (1) 給与制度の諸課題について

- ア 扶養手当 国においては平成 19 年人事院勧告において、扶養親族である子等について 500 円引上げ。本市民間事業所においても家族手当支給額が増加傾向にあること、また少子化対策の観点から、平成 23 年 4 月以降、配偶者以外の扶養親族に係る手当月額について 500 円引き上げることが適当
- イ 住居手当 本市民間事業所における自宅居住者への住宅手当支給状況、他都市等における支給状況等も勘案し、引き続きその状況を注視する必要
- ウ その他

### (2) 人材確保・人材育成

- ア 有為な人材の確保
- イ 公務員倫理の確保
- ウ 人材育成
- エ 女性職員の登用
- オ 人事評価制度

### (3) 仕事と生活の調和に向けた環境整備

- ア 時間外勤務の縮減
- イ 仕事と生活の両立支援
- ウ メンタルヘルス対策

### (4) 高齢期の雇用問題

本年の国の人事院勧告においては、公的年金の支給開始年齢の引き上げに合わせ、定年を段階的に 65 歳まで延長することが適当とされ、本年中に具体的な立法措置のための意見の申し出を行うとしており、本市においても、再任用制度の見直しも含め国の動向等を注視し、検討を進めていく必要

### (5) その他

効率的な行政運営、要員管理における目標達成のために、多様な雇用形態を活用して業務が進められている。これらの職員の中には、本委員会の所管に属するものも含まれており、その勤務条件については、任命権者において適正に決定されていると認識するが、引き続き適正な勤務条件が整えられるよう要望

【参考】1 勧告どおり給与改定が実施されたとした場合の平均年間給与の概算額（試算値）

千円未満四捨五入

改定前の平均年間給与	改定後の平均年間給与	差
6,369,000 円	6,276,000 円	93,000 円

2 改定に伴う所要額の概算額（試算値） 5 億 5 千万円